

「連節バス車両更新計画策定業務委託」に係る委託業者選定プロポーザル実施要領

1 趣 旨

この要領は、新潟市が実施する「連節バス車両更新計画策定業務委託」に際し、公募型プロポーザル方式により提案者の業務遂行能力及び提案内容を総合的に評価し、最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 提案を求める業務の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 業 務 名 | 連節バス車両更新計画策定業務 |
| (2) 業務概要 | 別紙1「連節バス車両更新計画策定業務 特記仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和8年2月20日（金）まで |
| (4) 委託費用 | 上限額 10,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。） |

3 委託候補者の選定

(1) 選定の方法

提案書を提出しようとする者は、別紙2「連節バス車両更新計画策定業務 提案書作成要領」に従い提案書を提出する。

選定は公募型プロポーザル方式とし、提案書に基づく書類審査及びヒアリングを実施したうえ、提案評価項目表の配点基準により総合評価を行い、得点が最も高い者を委託候補者、次に高い者を次点者に選定する。

なお、ヒアリングの日程などについては、後日提案者に実施案内を通知する。

(2) 選定委員会

委託候補者の選定は、「連節バス車両更新計画策定業務業者選定委員会」（以下「選定委員会」という）が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。選定委員会の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

(3) 審査

審査は、選定委員会が提案書の審査及びヒアリングを実施し、提案評価項目表の配点基準により総合評価し、最も優れた提案書を選定する。なお、評価結果が同得点であった場合は、委員による多数決により選定する。

＜提案評価項目表＞

評価項目		評価の観点	配点
大項目	小項目		
1 業務 遂行 体制	(1) 経験・実績	提案書に記載された提案企業（団体）の業務実績（提案書の様式3）について評価を行う。	20
	(2) 業務体制・ 進行管理	配置予定技術者の所有資格・職歴、業務経歴等（提案書の様式4）から、業務遂行能力について評価を行う。	20
2 提案 内容	(1) 具体性・実 現性	業務の主旨を十分に理解し、目的達成に向けて具体性・実現性がある提案となっているか。（提案書の様式5）	80
	(2) 創意工夫・ 独自性	独自性のあるアイデアや提案を盛り込むことで、より効果的な事業実施が見込めるか。（提案書の様式5）	80
3 経費 妥当性	(1) 見積額	費用対効果の観点から優れたものであるか。	10
合計点			計210

4 提案者に求められる資格要件

提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は、参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。
- (2) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（業務委託・建設工事・建設コンサルタント）に登録されている者であること、もしくは以下のア、イの条件すべてを満たす者であること。
 - ア．国税及び地方税の滞納が無いこと。
 - イ．法人設立日（個人にあっては事業開始の日）から申請日までの期間が1年以上経過していること（ただし、承継を受けている場合、又は令和元年度入札参加資格取得業者はこの限りではない。）
- (3) 新潟市長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。

5 スケジュール

公募開始（市ホームページに掲載）	令和7年7月15日（火）
質問締切	令和7年7月22日（火）
質問に対する回答（市ホームページに掲載）	令和7年7月25日（金）
参加表明書提出締切	令和7年7月31日（木）
提案書締切	令和7年8月7日（木）
選定委員会	令和7年8月20日（水） 予定
選定結果通知・委託候補者決定（予定）	令和7年8月27日（水）

6 参加表明書の提出

本要領による業者選定に参加しようとするものは、次により参加表明書の提出を要する。

- (1) 提出書類 別紙3「参加表明書」の様式による。
- (2) 提出期限 令和7年7月31日（木） 午後5時まで
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）に限る。電子メール、FAXは受理しない。
持参の場合は市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。

7 質問及び回答

前記6により参加表明書を提出したものは、本業務に係る質問書を提出できることとする。

質問は次により質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 別紙4「質問書」の様式による。
- イ 提出期限 令和7年7月22日（火） 午後5時まで
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参または郵送（書留郵便に限る）、電子メールに限る。FAXは受理しない。
持参の場合は市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵送、電子メールの場合は提出期限必着のこと。電子メールの場合は着信を確認すること。

(2) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和7年7月25日（金）までに、参加を表明した全員に電子メールで回答する。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす。

8 提案書の提出

- (1) 提出書類 別紙2「連節バス車両更新計画策定業務 提案書作成要領」に規定する書類
- (2) 提出期限 令和7年8月7日(木) 午後5時まで
- (3) 提出部数 提案書 10部(正本1部、副本9部)
(彩色したイラスト等はカラーコピーでもよい。)
- (4) 提出方法 提出する提案は1案とし持参または郵送(書留郵便に限る)すること。
持参の場合は、市の閉庁日を除く各日午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は提出期限必着のこと。FAXまたは電子メールによる提出は受理しない。
また、要求した内容以外の書類等についても受理しない。
- (5) 追加及び変更 提出後の追加及び変更は受理しない。
- (6) 留意事項 社名は正本にのみ表示し、副本には提案者が特定できるもの(社名、社章等)を一切記載しないこと

9 選定委員会における審査結果の通知

審査結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報(社名、提案内容等)、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

10 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 前記4の提案者の資格要件を満たさない者
- (2) 提案提出期限に遅れた者
- (3) 審査のヒアリングを実施する場合、欠席または指定されたヒアリング時刻に遅れた者
- (4) 本要領の受領以降、選定委員会において審査が終了するまでの間に、本案件に関する内容で選定委員に接触を行なった者
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした者または別紙2「連節バス車両更新計画策定業務 提案書作成要領」に違反する表現をした者

11 業務の委託

(1) 業務の委託

ア 選定委員会で選定された最も優れた提案の提出者に対し、本業務委託契約の第1位交渉権が与えられる。

イ 市長は、第1位交渉権を与えられた者と委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

ウ 第1位交渉権を与えられた者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、第1位交渉権を与えられた者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

エ 契約手続きは、新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

オ 契約書には、提案内容と合意内容に基づいて作成した特記仕様書を添付する。

カ 新潟市は、契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 契約書

新潟市契約規則の規定に定めるところによる。

(3) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面により承諾を得た場合は、当該業務の一部を委託することができる。

1 2 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の追加及び変更は認めない。
- (2) 提案書に記載した主任技術者は、本業務に係る全ての契約が終了するまで原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの新潟市の了解を得なければならない。
- (3) 提出されたすべての提案書は返却しない。
- (4) 提出された提案書は複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された提案書は、企業秘密を含む場合があることから、提案企業（団体）から了解を得ない限り公開しないものとする。

1 3 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (3) 選定委員会で選定された、最も優れた提案の提出者が複数の企業および団体に構成されている場合は、その代表者を本業務委託契約の相手方とする。

1 4 問い合わせ及び書類提出先

新潟市都市政策部都市交通政策課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町庁舎5階

電話：025-226-2753 E-mail：kotsu@city.niigata.lg.jp

附 則

この要領は、令和7年7月15日から施行し、業者が特定され契約に至った日の翌日にその効力を失う。